

中国の大学における知財人材育成改革の模索及び発展動向

The Search for IP Human Resource Development Reforms and Development Trends in Chinese Universities

袁 真 富*
YUAN Zhenfu

〔抄録〕

21世紀に入ってから、中国の大学における知財人材育成は大きな発展を見せている。例えば、知的財産学院を設置している大学の数が急増し、2022年3月時点において、すでに50余校の大学本科に知的財産学院が設置されている。また、知的財産学科も日増しに独立化しており、2022年2月時点で、105校の大学の本科に知的財産専攻が設けられている。このほか、大学での知財に関するカリキュラムも多様化している。法律系のカリキュラムもあれば、マネジメント系のカリキュラムも見られる。また、理論型のカリキュラムもあれば、実務型のカリキュラムも存在する。

全体として、中国の大学における知財人材の育成には、次のような特徴が見られる。第一に、知的財産学院設置の寄生性である。大多数の大学において、知的財産学院は法学院に付属している。第二に、知財育成モデルの多様性である。大学における知財人材育成は、高等職業技術学院（大学専科＝2年又は3年の短期大学）、本科（4年制学部）、修士課程、博士課程の4段階となっている。第三に、知財教育・研修の開放性である。大学では毎年、政府部門、業界団体や企業と連携して、非常に大規模な知財研修を実施している。

中国の大学では、知財人材育成の系統性・革新性をより重要視するようになっており、そのために多くの模索・改革を進めている。代表的な人材育成及び教学モデルとして、以下のものが挙げられる。

(1) 上海大学及び南京理工大学が模索している「理工学部／知的財産修士」という、学部と修士課程の一貫履修プロジェクト。(2) 重慶理工大学の、知財をめぐる産学融合という非常に特徴的な育成モデル。(3) 上海大学が「知財訴訟実務」などのカリキュラムをベースに模索している、知財スキルの埋め込み型教学モデル。

将来的には、中国の大学における知財人材育成は、次のような発展傾向を見せると思われる。第一に、知財人材の資質の複合化である。人材育成において、より複合的な知識構造を備えることが一層強調されていく。第二に、知的財産学院の独立化である。学院が、人材育成においてより大きな自主権を獲得するようになるであろう。第三に、知財マネジメント人材の主流化である。今後は、マネジメント人材も法律人材と同様に、知財人材育成の主流となっていくであろう。

中国の大学における知財人材育成は目覚ましい発展を見せており、大学の知的財産学院（知的財産学部）が雨後の筍のごとく中国各地で急速に誕生している。また、知的財産専攻の設置及び学科

※本稿は中国語の原稿を（独）工業所有権情報・研修館が日本語に翻訳したものである。

* 上海大学法学院副院長，知識産権学院院长，准教授

Vice Dean of Shanghai University Law School, Dean of the School of Intellectual Property, Associate Professor

の地位も徐々に独立化しており、民商法学などの専攻又は学科の束縛から脱却しつつある。そして、育成階層も、修士課程段階から上は博士課程、下は学部生までつながり、学生の募集規模もますます拡大している。中国国家知識産権局が2021年12月に発行した「知的財産権人材の『第14次五カ年』計画」において、2025年までに、中国の知財人材は100万人を突破するという目標が示されたことで、中国の大学における知財人材育成がより一層促進されるであろう。こうした背景のもと、本稿では、中国の大学における知財人材育成の現状、模索及び発展動向について概観する。

1. 中国の大学における知財人材育成の発展に関する現状

(1) 知的財産学院数の急増

1986年、世界知的所有権機関(WIPO)による提唱・推進に基づき、旧・中国国家教育委員会の委託を受け、中国人民大学に中国初の知的財産権教学・研究機関——知的財産権教学・研究センターが設立され、1987年に学生の募集を開始した。1993年には北京大学が中国の大学では1例目となる知的財産学院を設立し、それに続いて上海大学が1994年に、中国の大学で2例目となる知的財産学院を設立した。2003年以降は、中国の大学で続々と知的財産学院が設立された。特に、2008年の中国における「国家知的財産権戦略綱要」の制定・施行は、各大学における知的財産学院の設立に大きな刺激を与えた。2022年3月時点で、すでに中国国内50余校の大学に知的財産学院が設置されており、さらに、知的財産研究院やその他多数の研究センターも続々と設立されている。知的財産学院の登場は、当然、中国における知財教育事業及び人材育成の発展を大幅に推し進めた。

(2) 知的財産学科の発展と独立化の進展

知的財産権は、当初は独立した専攻ではなく、ましてや独立した学科でもなかった。大多数の大学において、知的財産修士課程での専門教育及び人材育成は、主に知財研究コースという形式で、民商法学、経済法学といった法学系学科の下に属するものであるか、あるいは経営科学工学科などの他の学科の中に置かれていた。しかし、ここ10年来、知的財産専攻の設置や学科の発展に、天地を覆すほどの変化が現れた。学校側が自主的に専攻を設置する権利を持つ大学において、知的財産を専攻とする修士課程が、民商法学などの伝統的専攻から続々と脱却し、独自に設置されるようになったほか、法学、マネジメント学などの学科領域において、徐々に2級学科の地位を獲得していったのである。それだけではなく、華東政法大学、上海大学などでは学部知的財産専攻が設置され、伝統的な法学専攻と肩を並べるようになった¹⁾。2022年2月時点で、105校の大学学部知的財産専攻が設置されている。これらはいずれも、知的財産専攻の設置及び学科の発展が日増しに独立性を強めていることの現れである。

(3) 知的財産権に関するカリキュラムの多様化

知的財産権がまだ十分に重視されていなかった頃、大学における知財系カリキュラムは極めて単一的であり、法学院においてでさえ、主に「知的財産権法」という授業を開講している程度であった。しかしながら、知財教育事業の発展に伴い、関連するカリキュラムの種類や内容がますます多様化していった。例えば、上海大学では学部生向けに「知的財産権法総論、商標法、著作権法、特許法、競争法、知的財産権管理、知的財産権の文献検索及び応用、知的財産権事例分析及びマネジメント実践、イノベーション・起業及び知的財産

権、知識経済及び知的財産権、知的財産権訴訟実務」など、知的財産権に関する10以上のカリキュラムを開設している。こうしたカリキュラムには、法律系のものであれば、マネジメント系のももあり、理論型カリキュラムもあれば、実務型カリキュラムも見られる。このように、カリキュラムづくりを十分に模索して有益な実践をすることにより、大学における知財系カリキュラムは日増しに豊富になり多様化しているのである。

2. 中国の大学における知財人材育成の特徴

(1) 知的財産学院設置の寄生性

中国の大学において、知的財産学院が雨後の筍のように誕生し、その数が日々増加しているが、そこには一つの興味深い現象が見られる。それは、少数の大学の知的財産学院のみが独立的な地位を有しており（すなわち、法学院と同一レベルの独立した2級学院）、大多数の学院は、依然として法学院に従属して設置されているという点である。例えば、河南省にある6つの大学の知的財産学院は、いずれも法学院と共同で事務を行っている。こうした寄生的な体制構造が、知的財産権という学科の発展と人材育成の独立的な自主権を一定程度弱めている。学科開設や教員育成、人材誘致にせよ、カリキュラムの設置、学生募集規模、対外協力にせよ、いずれの場合にも制限を受ける可能性、ひいては衝突が発生する可能性さえ存在する。

(2) 知財育成モデルの多様性

中国の大学における知財育成は、高等職業技術学院（大学専科）、本科、修士課程、博士課程という、4つの学歴段階を含んでいる。こうした多段的な育成モデルのもと、中国の大学では様々な知財育成モデルが模索されている。上海大学の知的

財産学院は28年前に設立されて以来、法学（知財コース）学部生、マネジメント学（知財コース）学部生、知的財産権法ダブルディグリー課程、知財修士課程、理工学部／知的財産の「学部／修士一貫履修」、知的財産権社会学博士課程、知的財産権マネジメント博士課程など、様々なタイプの知財人材育成モデルを次々と模索してきた。

(3) 知財教育研修の開放性

中国の大学では常に、知財教学の開放性が重視されている。中国国家知識産権局は、26の国家知的財産権研修センターを設立しているが、その大多数が大学をベースとして設立されている。大学は、こうした研修センターをベースとしたり、あるいは政府部門や業界団体、もしくは企業と連携したりしながら、毎年大規模な知財研修を実施し、豊富な研修経験を蓄積しているのである。上海大学知的財産学院は、「社会のニーズに狙いを定め、企業実務に近づける」ことを特色とし、2015年以降、累計6回にわたる浦東企業経営者知財研修班、4回にわたる松江企業経営者知財研修班を開催して、企業の董事長、総経理といった管理職レベルを対象に、知財をめぐる法律の知識、経営意識及び戦略認識を強化・レベルアップさせてきた。近年では、さらに100以上の研修や会議を主催・共催するとともに、企業の知財マネジメント実務を主なテーマとして取り扱うようになっている。

3. 中国の大学における知財人材育成モデルの模索

中国の大学は、1980年代に知財教学と人材育成を開始して以来、知財人材育成の系統性と革新性をますます重視するようになり、そのために数多くの模索・革新が行われてきた。以下、一部ではあるが、3つの代表的な人材育成及び教学モデル

を紹介する。

(1) 理工科学部・修士一貫履修育成モデル

上海大学知的財産学院では、テクノロジー企業が理工系のバックグラウンドを持つ知財修士を求めていることを考慮し、2004年から「理工学部／知財修士」という学部・修士一貫履修プロジェクトを開始し、理工系出身というバックグラウンドと育成目標のニーズに適した専門カリキュラムを設計した。2021年時点で、すでに400名を超える理工学部出身の知財修士を募集・育成し、全国の大学の中でも模範的・牽引的役割を担っている。卒業生は国内外の有名企業から歓迎されるとともに、高い評価を受けている。知財学部／修士一貫履修プロジェクトは、かつて数年連続で上海市政府の「上海知的財産権戦略綱要推進計画」に盛り込まれたほか、多くの大学でもこの方式が普及している。この人材育成モデルは2009年に上海市大学教育教学成果賞を受賞した。

南京理工大学知的財産学院も、大学の「新工科」再編をバックグラウンドとして、文理融合複合型知財人材育成モデル改革を積極的に模索している。同大学が打ち出した「3+1+2」複合型知財人材育成モデルは、知財人材育成の代表的な成果となった。ここでの「3+1」とは学部段階を指し、学生は、理工科を専攻すると同時に、知財専門カリキュラムを少なくとも1学年履修する。学部での成績審査に合格すれば、知財修士課程への進学試験が免除され、引き続き2年間修士課程で学習することができる。修士課程での専攻は、知財マネジメントと知財法律の2つから1つを選択する。博士課程では、経営科学工学知財コースを履修することができる。南京理工大学の「3+1+2」知財イノベーション実践クラス第1期生は、複合的育成を受けた34名の学生のうち、浙江大学コンピューター

専攻修士課程に進学した1名を除き、進学した学生は皆、引き続き知財マネジメントあるいは知財法律修士課程を履修した。これは、理工系出身でありつつ知財も学ぶ学生が、産業発展の方向性を認識し評価していることを示している。

(2) 知財産学融合育成モデル

重慶理工大学知的財産学院は、産学融合型の新たなメカニズムの模索を続け、人材育成体系において、独自の特色を作り出した。まず、同学院では、ニーズ志向型人材育成モデルを構築した。カリキュラムの設置や育成プランの制定過程において、知財分野で働く実務関係者を招き、様々なタイプの知財マネジメント人材の知識構造、能力資質及び育成モデルを共同で探りながら、育成プランと品質標準体系を制定し、人材育成と社会ニーズの一致度を高めた。次に、同大学は「産学融合」思想を指針としながら、埋め込み型教学、移動授業、シミュレーションゲームなどを取り入れつつ、教室を企業に移動し、需要と供給を結びつけることによって、大学と企業間の情報の壁を取り除き、理論と実践の高度な融合を果たしたのである。

2014年からは、大学は定期的に、学生が教室を離れて企業や関連部門を訪問する移動授業を実施し、学生が知財イノベーション・起業サービスプラットフォームや、有名大学及び模範型イノベーション企業などを実際に訪問することで各分野の知識発展状況を肌で感じ、知財業界に関する最前線の現状を理解できるような取り組みを行っている。そのほかにも、ERPシミュレーションゲームを企業知財・技術マネジメントの理論教学に取り入れている。これは、知財の創出、運用、マネジメント及び保護という主な4段階について実施されているが、どの段階においても実務業界の指導者から指導を受けている²⁾。

(3) 知財埋め込み型教学モデル

上海大学知的財産学院は、実践型／技能型の知財人材を育成するために、「知的財産権訴訟実務」などの学部生及び大学院生向けカリキュラムをベースとして、産学融合、学校・企業提携を深化させて、オーダーメイドカリキュラム「知財裁判例評釈コンテスト」を実施している。日常的な課題学習を技能訓練に、そして技能訓練をコンテスト課題に変えているのである。この特徴は次の点である。(1)「埋め込み型教学」。これは、法律技能訓練を軸として、裁判例評釈コンテストのテーマを構想し、法律検索能力、法律文書作成技能、口頭スピーチ能力などの技能をカリキュラム履修過程に組み込んで評価するというものである。(2)「プロセス評価」。授業を行う教師が、学生のカリキュラム課題学習やコンテスト参加などの全過程に介入し、学生の総合能力を継続的に評価するというものであり、期末試験（あるいは論文）という結果型評価方式から変更することにより、学生の授業参加への自主性、積極性を向上させる。

この教学モデルは、コンテストと教学を高度に融合させている。同校でこのカリキュラムを履修している学生は全員参加し、他大学の学生も任意参加という形を採ることで、授業、学習段階、学校の枠組みを超えて、教学と実践の「壁」、大学院生と学部生の「壁」、カリキュラム履修生と課外学生の「壁」、学校と学校の「壁」を打ち破るというものである。コンテストに応募された評釈文は、オンライン上ですでに累計 200 本以上発表され、閲覧総数は 30 万回を超えており、実務問題に対応し、社会のニーズのためにも役立っている。この教学モデルは、法律事務所も注目し技能コンテストのスポンサーとして支援を行っているほか、指導教員も上海市人材育成賞を受賞している。

4. 中国の大学における知財人材育成の発展動向

(1) 知財人材の資質の複合化

近年、ほぼ主流となっている意見は、知財について複合的な知識構造を備えていなければならないという点を強調するものである。これは必然的な発展動向ではあるが、中には、知財人材の資質の複合性を、理工系専攻＋知財法学というバックグラウンドの複合性に限っている主張も見られる。これは、明らかに純粋な特許人材の視点からの主張である。実際のところ、知財には商標や著作権といった、技術的内容の少ない分野も含まれており、特許だけが全てではない。また、文化クリエイティブ産業など、多くの産業分野でも、知財人材に対して、理工系出身であることを重要視してはいない。さらに注目に値すべきなのは、たとえば大手のハイテク企業であっても、知財系人材のポストを商標マネージャー、特許マネージャーなどに分けたり、又は商標模造品の取り締まり、特許分析といった様々な職責を定めたりしていることである。そのため、理工系出身でない知財人材でも同じように、ハイテク企業の中で自分に合ったポストを見つけることができる。言い換えれば、知財人材の資質の複合化というのは、奨励する価値のある方向性ではあるが、単純に理工系専攻出身と知財法学の複合ではなく、知財法律とマネジメントの複合や、更には知財と金融といった分野の知識の複合へも発展させるべきなのである。

(2) 知的財産学院の独立化

前述のとおり、中国の多くの大学における知的財産学院は、法学院に従属して設置されている。つまり、現在の知財学科の発展と人材ニーズは、まだ学院の独立を支持するほどには至っていないということである。しかし、法学院（あるいはほ

かの学院)に従属しているという現在の体制的問題は、すでに一部の大学で、知財教育及び人材育成事業の発展における体制的障害になっている。そのため、知財という学科が発展し続けていくにつれ、知財人材のニーズが日々高まり、将来的には、より多くの独立した知的財産学院が設立され、人材育成面でより大きな自主権を得るようになる予想される。現在法学院などに従属している知的財産学院も、自身の実力向上や社会環境の変化につれ、次第に独立し、問題の多い体制から脱却していくはずである。現在、華東政法大学知的財産学院や、重慶知的財産学院などでは、学院の独立によって巨大な自主発展の可能性を秘めており、教員配置、科学的研究、カリキュラム作成、特色ある発展、対外協力などの面において、よりフレキシブルな発展の可能性、より強大な発展エネルギー、よりスピーディな発展の勢いを見せている。

(3) 知財マネジメント人材の主流化

中国の大学における知財教育は、現在、その多くが既存の法学学科をベースとしているが、将来的な知財人材の育成においては、マネジメント学をベースとするか、あるいは知財マネジメントをより重視するようになるであろう。上海大学知的財産学院の名誉院長である陶鑫良教授は、常に次のように主張している。陶教授によれば、「今後、中国における知財人材の社会的ニーズは、主に企

業で高まっていく。そして、企業が知財人材に対して求める専門的要求は、法律のみならず、知財マネジメントや知財経営もより多く求められていくようになる」のだという。中国における知財教育は法律訓練が主流となっているが、ますます多くの大学が、知財マネジメント系カリキュラムの開設を強化するようになっており、しかも、すでに一部の大学では、知財マネジメント専攻や、知財マネジメントコースの修士課程教育、さらには学部生教育も行われている。このように、今後は知財マネジメント人材の育成が、法律人材と同じように、知財人材育成の主流となっていくことが予想される。実際、企業が知財の資産マネジメント、価値利用、リスクマネジメント及び戦略計画といった業務内容に基づき求めている知財人材は、多くが法律系人材ではなくマネジメント系人材である。当然、知財マネジメント人材は、法律の知識を習得し、ひいては精通していなければならない。さもなければ、知財マネジメントは空中楼阁、机上の空論になってしまうであろう。

※本研究成果は、上海市教育委員会「上海大学本科重点教育改革プロジェクト」の助成を受けたものである(プロジェクト名「プロセス評価に基づく法律技能コンテストを用いた埋め込み型教学モデルの応用(基于过程评价的法律技能比赛嵌入式教学模式应用)」)。

注)

- 1) 袁真富「大学における知財人材育成：現状、問題及び動向」中国発明・特許 2013 年第 10 期 49-52 頁(袁真富：《高校知识产权人才培养：现状、问题与趋势》，《中国发明与专利》2013 年第 10 期，第 49-52 页。)
- 2) 黄光輝・彭静「知財マネジメントを専攻する修士生の

産学融合育成モデル研究——重慶大学を例に」進展：科学视界 2022 年第 2 期 42-43 頁(黄光輝，彭静：《知识产权管理专业研究生的产教融合培养模式研究——以重庆理工大学为例》，《进展：科学视界》2022 年第 2 期，第 42-43 页。)